

苦小牧市男女平等参画基本計画（第3次）の策定方針について

1 苦小牧市男女平等参画基本計画（第2次）（現行計画）をベースとする

現行計画の後継計画とし、現行計画をベースとする。

2 DV防止法及び女性活躍推進法に基づく市町村計画を盛り込む

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づき、新たに基本目標を設け、「基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶」を市町村基本計画に位置づける。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、現行の基本目標Ⅱをベースとして「基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進」を市町村推進計画に位置づける。

	現行計画（第2次）	次期計画（第3次）
(1)	(新設)	<u>基本目標Ⅱ</u> <u>配偶者等からの暴力の根絶</u> <u>(DV防止計画)</u>
(2)	<u>基本目標Ⅱ</u> あらゆる分野への男女平等参画の推進	<u>基本目標Ⅲ</u> あらゆる分野への男女平等参画の推進 <u>(女性活躍推進計画)</u>

3 施策の内容の見直し

施策の内容に関する見直しは以下のとおり。

	現行計画（第2次）	次期計画（第3次）
I 男女平等参画の意識改革		
男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進 家庭教育の推進 生涯学習の推進	家庭における男女平等教育の推進 学校における男女平等教育の推進 社会における男女平等教育の推進
Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進		
男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	多様なライフスタイルに対応した子育て、介護支援
就労等における男女平等の確保	(新設)	ワーク・ライフ・バランスの推進
IV 健康で生き生きと暮らせる環境の整備		
高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	<u>高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備</u> <u>高齢者や障がい者の社会参画の促進</u>	<u>高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備</u> <u>高齢者や障がい者等の社会参画の促進</u>

4 計画期間について

平成30年度から平成39年度までの10年間とし、「施策の内容」については5年間で見直しを行う。なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討。

計画の体系(第3次計画の案)

